

議第 8 3 号

三島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
を改正する条例案

第 1 条 三島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和63年
三島市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第 2 条 三島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次
のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」
を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成29年 4 月 1
日から施行する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

三島市長 豊 岡 武 士